

区のお知らせ

足立区役所
厚生部国民年金課
☎(882)1111

足立区の

53年2月1日現在

人口	625,776人
拠出年金被保険者数	140,225人
拠出年金受給権者数	14,341人
福祉年金受給権者数	15,649人

国民年金特集

〒120 東京都足立区千住一丁目50

あなたは年金に加入していますか？

拠出年金

かけ金を納めて受ける年金

国民年金に加入する人

日本人で国内に住所のある20歳～59歳までの人

強制加入者 (必ずはいらなければならない人)

自営業者や自由業の方およびその配偶者などで他の公的年金(厚生年金、共済組合等)に加入していない国内に住所のある日本国民。

老齢年金を受けるためには満60歳になるまでに最低25年(生年月日によっては下の表のとおり10年から24年に短縮されます)以上納付することが必要です。

任意加入者 (希望ではいれる人)

サラリーマンの奥さんや、昼間部の学生、公的年金制度の受給権者とその配偶者の方などです。

老齢年金受給資格期間表 (52年7月現在)

あなたの生年月日	60歳までに納めなければならない最低期間	65歳から受けられる年金額
明治45年4月1日までに生まれた人	10	269,100
明45・4・2～大2・4・1	10	254,200
大2・4・2～大3・4・1	10	241,800
大3・4・2～大4・4・1	10	231,300
大4・4・2～大5・4・1	10	222,200
大5・4・2～大6・4・1	11	235,900
大6・4・2～大7・4・1	12	249,100
大7・4・2～大8・4・1	13	262,000
大8・4・2～大9・4・1	14	274,700
大9・4・2～大10・4・1	15	287,100
大10・4・2～大11・4・1	16	299,300
大11・4・2～大12・4・1	17	311,400
大12・4・2～大13・4・1	18	323,300
大13・4・2～大14・4・1	19	335,100
大14・4・2～大15・4・1	20	346,800
大15・4・2～昭2・4・1	21	358,400
昭2・4・2～昭3・4・1	22	375,500
昭3・4・2～昭4・4・1	23	392,500
昭4・4・2～昭5・4・1	24	409,600
昭5・4・2以降に生まれた人	25	426,700

計算方法

$$1,300 \times (\text{納付月数} + \text{免除月数} \times 1/3) \times 1.094 = \text{年金額}$$

昭和5年4月1日以前に生れた人については優遇措置として上記年金額の外に

$$\left\{ 500 \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{納付月数} + \text{免除月数} \times 1/3}{\text{加入月数}} \right\}$$

×1.094が加算されます。

いくつかの年金制度に加入した方へ

(通算年金制度)

公的年金制度では、国民年金、厚生年金、船員保険、共済組合等の年金制度があり誰でもがどこかの年金に加入することが義務づけられています。

どの年金に入るかは、その方の職業によって違います。

職業が変わったために一つの年金制度だけでは年金をもらえる年数に満たない方のためそれぞれの加入期間を合せて一定の年数(生年月日)によっては左下の表のとおり10年から24年に短縮されます)以上になれば年金を支給するのが通算年金制度です。

将来年金を受けるためには国民年金と通算のときは25年以上、厚生年金等の場合は20年以上加入していることが必要です。

この年数を満たせば厚生年金などの分は60歳から、国民年金の分は65歳からそれぞれの期間に応じた年金が支給されます。ただし、厚生年金の脱退手当金を受けた期間は通算されません。

サラリーマンの奥さんも加入を

奥さんも国民年金に加入して、ご主人とは別にご自分も年金を受けられるようにしてはいかがでしょうか。

サラリーマンの奥さんはご主人が厚生年金などに加入しているため任意加入となり1年以上加入するだけで老齢(通算)年金が受けられます。

これは結婚後の厚生年金等の加入期間(昭和36年4月1日以降)と保険料を納めた期間が合せて25年以上(生年月日によって左の表のとおり10年から24年に短縮されます)あれば納めた期間に応じた年金が支給されるからです。

奥さん自身の年金権を無駄にしないためにも希望の方は加入しましょう。

例1 **サラリーマンの妻** (任意加入せず)15年(通算) **国民年金** (任意加入)10年(通算) = 25年
65歳から国民年金より10年分の通算老齢年金が終身受けられます

例2 **厚生年金8年(通算)** **サラリーマンの妻** (任意加入せず)9年(通算) **国民年金** (任意加入)8年(通算) = 25年
60歳から厚生年金8年分、65歳から国民年金8年分の通算老齢年金が終身受けられます

厚生年金等に加入された方は国民年金をやめる手続きをしましょう。

保 険 料 (か け 金)

国民年金保険料は必ず納めましょう

保険料を納めないでくと、将来、年金を受けるときに、受給額が少なくなるだけでなく、年金が受けられない場合もありますから必ず納めてください。

老齢(通算)年金は、納めた期間が長いほど、受給額が多くなりますので、未納期間がないようにしましょう。

保険料を納めると、所得税と住民税の両方の所得控除が受けられます。

納め忘れの保険料は、下の表の納期限までに納めてください。

納めることが出来る保険料は、つぎの期間に限ります。

期 間	金 額	期 限
51年1月～3月	3,300円	53年5月1日
51年4月～6月	4,200円	53年7月31日
51年7月～9月	4,200円	53年10月31日
51年10月～12月	4,200円	54年1月31日

国民年金保険料が53年4月より改訂されます

保険料の種類	現行月額	改定月額
通常保険料	2,200円	2,730円

保険料の支払は便利な口座振替のご利用を

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

- 取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協(郵便局は除く。)
- 振替のできる預金口座……普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限ります。
- ご家族の預金口座からも振替られます。

手続きは、

- あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。

振替日は

納付方法	納付期間	納期日
3ヵ月ごと	第一期 4月～6月分	7月15日
	第二期 7月～9月分	10月15日
	第三期 10月～12月分	1月16日
	第四期 1月～3月分	4月15日
1年前納	1月～12月分	1月16日

強制加入の方へ 保険料を納められないときは免除の手続きを 追納もできます

経済的な事情などで、保険料を納めることが困難なときは、保険料を免除する制度をご利用ください。

この手続をしておけば、将来年金を受ける権利が保障されます。ただし免除期間の年金額は3分の1と計算されます。

また、経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったときは過去の免除された期間のうち10年以内のものに限ってその当時の保険料で納める(追納)ことができます。

追納した場合年金額は減額されず普通に納めたと同じ年金額となります。

免除には、申請免除と法定免除があります。

- 申請免除……所得が少ない方、病気などで生活が苦しい方。
- 法定免除……生活保護法による生活扶助、国民年金の障害年金、障害福祉年金または母子福祉年金を受けている方。

参 考

保 険 料 月 額	追納できる期間	免除となっていた当時の年齢	
		35歳未満	35歳以上
43年3月～43年12月 44年1月～45年6月 45年7月～47年6月 47年7月～48年12月 49年1月～49年12月 50年1月～51年3月 51年4月～52年3月	1ヵ月	200円	1ヵ月 250円
	"	250円	" 300円
	1ヵ月	450円	45年7月以降 年齢による区 別なし
		550円	
		900円	
		1,100円	
	1,400円		



年金相談を実施しております

最近、年金問題が身近になり
区民の方々の窓口における相談
等も急激に増加しております。
そこで区役所ではこうした皆
さんの相談に應えるため毎月相
談日を定め年金相談を実施して
おります。

お気軽におかけください。
場所 区役所二階国民年金課
時間 午前10時から午後3時
三十分まで。
三月十七日(金)
四月より第二金曜日

年金の受けかたと年金額のいろいろ

《年金を受けるには請求の手続きをしてください》

拠出年金の種類と年金額

(2年7月から実施)

年金の種類	受けられるとき	対象	年金額	
			年額	月額
老齢年金	高齢者特例(明治39年4月2日~明治44年4月1日までに生まれたかた)	10年	269,100円	22,425円
		5年	196,900円	16,408円
	保険料を納めた期間又は免除期間が、60歳になるまでに25年以上ある方が65歳になったとき。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、1頁の表のとおり24年から10年まで短縮されます。	25年	426,700円	35,558円
		40年	682,700円	56,891円
通算老齢年金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたが65歳になったとき。	10年年金	(国民年金納付月数×1,950)×1.094	
		一般	(国民年金納付月数×1,300)×1.094	
障害年金	病気やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は初診日において、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上。(以下納付要件同じ)	障害程度1級	541,500円	45,125円
		2級	433,200円	36,100円
母子年金	夫と死別し、18歳未満の子といっしょに生活している母	子1人	433,200円	36,100円
準母子年金	祖父、子(男)又は兄弟と死別し、18歳未満の孫又は弟妹といっしょに生活している祖母もしくは姉	子2人	24,000円	2,000円
		子3人以上	加算 1人につき 4,800円	加算 1人につき 400円
遺児年金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。	子3人以上	加算	加算
寡婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき。10年以上つれそった60歳未満の妻		老齢年金の半額	
死亡一時金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。		3年以上20年未満23,000円、20年以上28,000円から52,000円、付加年金加入のときは8,500円加算	
付加年金	付加年金に加入したかた		付加年金納付月数×200円	

満65歳になったら老齢(通算)年金の請求を

満60歳をすぎて加入期間が終り、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢(通算)年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳、銀行、信用金庫等へ振込希望の方は本人名義の預金通帳をご用意のうえ区役所国民年金課までおいでください。なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、右の表のように減額された年金の請求もできます。(請求するときは、上記の外に最近1年以内の保険料領収書添付)

ただし、減額された率は終身かわりません。

65歳前に支給を希望した場合の減額率

60歳以上61歳未満	42%
61 " 62 "	35%
62 " 63 "	28%
63 " 64 "	20%
64 " 65 "	11%

なお、66歳以降に支給を希望(65歳前に申出が必要)することもでき、この場合は年齢によって年金額が多くなります。

国民年金の加入者や受給者の特典

住宅資金貸付制度

国民年金に5年以上加入し、申込時までに引続き保険料の納付済期間が2年以上ある方は住宅購入等の資金を借ることができます。

お問い合わせ先 住宅金融公庫東京支所 (812)1111

年金担保貸付

国民年金の年金を受けている方が、年金を受ける権利を担保にして小口資金の融資を受ける制度です。

お問い合わせ先 年金福祉事業団 (502)2481

国民年金保養センター

保養センターは、国民年金の加入者と受給者、家族の方の健康増進や休養、レクリエーションに役立てていただくために全国各地に建設されています、気軽にご利用下さい。

お申し込み、お問い合わせは、直接保養センターへ。

予約は6ヵ月前から受付ます。

国民年金保養センター

つがる富士見荘	青森県北津軽郡鶴田町	(0173) 22-3003
もしろ	秋田県能代市落合	(01855) 4-2121
もろがみ	山形県最上郡最上町	(02334) 4-2311
阿多加多羅	福島県二本松市岳温泉	(024324) 2306
しし	新潟県北魚沼郡湯之谷村	(02579) 2-6111
草津グリーンパークパレス	群馬県吾妻郡草津町	(027988) 3960
ひの	富山県氷見市姿	(0766) 79-1324
の	石川県羽咋郡志雄町	(076729) 4181
北湖湖畔荘	福井県坂井郡芦原町	(0776) 79-1124
グリーンハイ	岐阜県養老郡養老町	(05843) 2-3118
養老湖	滋賀県高島郡高島町	(07403) 6-1140
くいまの	和歌山県東牟婁郡智勝浦町	(07355) 7-0633
いなば	鳥取市松原	(0857) 57-0224
湖陵荘	島根県簸川郡湖陵町	(0853) 43-1311
しん	岡山県倉敷市下津井	(0864) 79-8880
源平荘	山口県下関市火の山公園	(0832) 32-5900
うわしま	愛媛県宇和島市丸穂	(08952) 5-3000
太宰府	福岡県築紫郡太宰府町	(09292) 5-5801
かきざ	佐賀県神埼郡神埼町	(09525) 3-1188
くにさき望海苑	大分県東国東郡国東町	(09787) 2-2112
青島太陽閣	宮崎市大字青島	(09856) 5-1531
垂水温泉ホテル	鹿児島県垂水市綿江町	(09943) 2-1531

国民年金の請求は
区役所二階14番窓口で

福 祉 年 金

福 祉 年 金 と は

国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となりますが、国民年金制度が始まったとき、高齢に達していた方、障害者や母子世帯であった方などに支給される年金です。(国

の負担によって支払われるため、本人や配偶者、扶養義務者の制限額をこえる所得または本人が他に年金を受けているときは支給が停止されます。)

福 祉 年 金 の 種 類 と 金 額 (52年8月から実施)

年金の種類	受けられるかた	年金の額	
		年 額	月 額
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に生まれたかたが、70歳になったとき	180,000円	15,000円
障 害 福 祉 年 金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1~2級)に該当したかたなど	1 級 270,000円	22,500円
		2 級 180,000円	15,000円
母 子 福 祉 年 金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し17歳未満の子か、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母	子1人のとき 234,000円	19,500円
		子2人のとき 24,000円	2,000円
		子3人以上のとき1人につき 4,800円	400円
準 母 子 福 祉 年 金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など		

福祉年金の支払いは、4月、8月、12月です。(ただし、12月分については11月11日から支払われます。)

老 齢 福 祉 年 金 の 請 求 に 必 要 な も の

1	世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2	印 鑑	実印でなくても結構です。
3	公的年金証書	公的年金等を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明用紙は、区役所国民年金課・各出張所にあります。

公 的 年 金 に よ る 制 限

普通恩給、厚生年金等	年額33万円以上の場合には支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合には支給停止

所 得 に よ る 制 限

所得による支給制限 (昭和51年中の所得金額)

扶養人数	老 齢 障 害] の 本 人	母 子 準 母 子] の 本 人	配 偶 者 扶 養 義 務 者
0 人	800,000円	1,850,000円	5,813,000円
1 人	1,000,000円	2,110,000円	6,062,000円
2 人	1,260,000円	2,370,000円	6,275,000円
3 人	1,520,000円	2,630,000円	6,488,000円
4 人	1,780,000円	2,890,000円	6,701,000円
5 人	2,040,000円	3,150,000円	6,914,000円

以上1人増すごとに
本人は 260,000円加算
配扶は 213,000円加算

福 祉 年 金 の 定 時 届 は 8 月 11 日 か ら で す

福祉年金の定時届は、昨年まで5月に行っていましたが、昭和53年度以降は、8月11日から8月31日までに変更になります。

8月の支払いを受けてから証書を提出していただくこととなりますが、8月11日から8月31日までに定時届をしていただけませんと次回の支払日(11月11日)までには、福祉年金証書の交付が出来なくなりますので、ご注意ください。



お 問 い 合 せ 、 手 続 き は

- 加入・喪失……………適用係 386~388
- かけ金、納付書発行……………検認係 396~399
- 口座振替、保険料免除手続き…記録係 394~395
- 年金請求の手続き……………給付係 392~393